



丹篠長第42号

令和3年4月15日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清 様

丹波篠山市監査委員 河 南 克 典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



「令和3年4月15日付丹篠監第4号令和2年度財政援助団体等監査報告書に係る措置に対する意見について」において下記事項について回答を求められたので下記のとおり、回答する。

## 記

### 第1 補助金の不正支出の根拠について

補助金の不正支出の根拠は、以下のとおりである。

#### 1 平成27年度の講師謝礼について

平成27年度補助事業実績報告書（以下、「平成27年度実績報告書」という。添付資料7）によると補助金の使途として講師謝礼として3万円が計上されているが、担当講師2名の領収書が添付されていなかった。

そのため、領収書に代わる報告書の提出を求めたところ、報告書（添付資料1）が提出されたが、本件監査による調査により、報告書の作成者は報告書を作成し

ておらず、報告書の内容を把握しないまま押印した旨の証言が得られた（添付資料2）。

また、担当講師2名に報告書の内容を確認したが、もともと、講師料の話はなく、講師料は受領していないこと、報告書記載の担当講師が講師料を固辞されたため、補助金対象ではない別の事業に講師料を流用したという事実は知らないとの証言を得た（添付資料3、4）。

そうすると、補助金対象であるふれあい・いきいきサロン事業（以下、「サロン事業」という。）の講師料が支払われていないにも関わらず、平成27年度実績報告書に計上し、さらに領収書が添付されていなかったため、指摘後、報告書が提出されたものの報告書の内容が虚偽であることが認められる。

なお、2021年4月11日の丹波新聞の記事（添付資料5）においても河南芳治氏は「講師料の件については渡した上で寄付を受けたことにし、自治会内の他事業に回した。同じ自治会内の事業なので良いと思ったが、間違っていた」と本件補助金を本件補助金の対象外の事業に流用したことを認めている。

以上のとおり、平成27年度の講師謝礼3万円について、平成27年度実績報告書に記載しながら、実際に講師謝礼を支払わず、それを隠匿する目的で虚偽の報告書を作成したことが認められる。

そして、河南芳治氏が丹波新聞で主張されているように仮にその当該補助金を別の事業に使用していたとしても、本件補助金対象事業と異なる事業に流用することはふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第15条の定める補助金の使途等が第5条に規定する事業内容と著しく異なる事業に流用しており、補助金の不正な支出に該当する。

## 2 平成27年度及び平成28年度の昼食代について

平成27年度実績報告書によると昼食代として5万1000円が計上されてい

る。しかしながら、同報告書には、河南芳治氏の妻が経営する神奈川県藤沢市に所在する有限会社リバサス（以下、「リバサス」という。添付資料6）の領収書（弁当代）が添付されている。

同報告書の茶話会費についてはケーキ店の領収書が添付されているにも関わらず、弁当代については、弁当店の領収書が添付されておらず、支出科目が本件補助対象科目であるか不明である。

また、平成28年度補助事業実績報告書（以下、「平成28年度実績報告書」という。添付資料8）によるとサロン事業が一括してリバサスに業務委託され領収書も一括でリバサスの領収書が添付されているため、支出科目が本件補助対象科目であるか不明である。

本件監査の指摘により調査したところ、サロン参加者は「会食をしたり、持ち帰ったという事実は記憶にありません。」と証言している（添付資料9）。

監査の指摘後の調査で昼食代についての領収書が提出されているが、実績報告時に存在したのであれば、茶話会費であるケーキ代と同様に当時から昼食代の領収書が添付されていたはずであるし、茶話会費はケーキ店の領収書を添付して昼食代は、リバサスの領収書を提出することは不自然、不合理である。

さらに、平成27年度及び同28年度の実績報告書には昼食代として「弁当代」としていたところ、監査の指摘後、提出された昼食代の領収書は、「イタリアンランチ」（添付資料10）とされており、齟齬が生じている。

参加者の証言、当初の実績報告において平成27年度及び同28年度において飲食店（弁当店）の領収書ではなく、リバサスの領収書が添付されていたことに加え、サロンの実施時間がいずれも13時以降であることからすれば、当該サロンにおいて昼食の提供がなかったと推認され補助対象である昼食代が支払われたことの疎明がなされていない。

### 3 結論

以上のとおり、少なくとも、平成27年度の講師謝礼及び同27年、28年度の昼食代についてその支出の疎明がされておらず、補助対象事業費とは認められない。

また、領収書に代わる報告書についても虚偽の内容が含まれている報告書を作成した上、提出している。

そうすると、丹波篠山市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業補助金交付要綱第15条の定める第5条に規定する事業に補助金が支出されたと認められないため補助金の返還対象となる。

また、丹波篠山市地域福祉事業補助金交付要綱第7条1号が定める虚偽又は不正な手段によって補助金の交付を受けたとき及び同2号が定めるその他基金の目的に違反したときに該当するため補助金の返還対象となる。

## 第2 委託先の法人について

前述のとおり、平成28年度のサロン事業が委託されているのは、河南芳治氏の妻が経営する神奈川県藤沢市に本店が所在する有限会社リバサスであるところ、履歴事項全部証明書（添付資料6）によると丹波篠山市には同社の支店、営業所等はない。

領収書等記載の有限会社リバサスは河南芳治氏の妻が経営する会社であるから履歴事項全部証明書の法人と同一であると推認されるが、神奈川県藤沢市に所在する有限会社リバサスの領収書の住所が丹波篠山市となっており、その領収書の内容の信憑性にも疑問が残るものである。

## 第3 昼食等の事実について

第1で述べたとおり、当初の実績報告書においては、有限会社リバサスの領収書が提出されており、その後、監査の指摘を受けて提出されたものであるため、監査指摘後の領収書の信憑性に疑問が残るものである。

以 上